

環境大臣

齊藤鉄夫様

有明海再生の早期実現を求める要請書

平成20年9月10日

佐賀県

有明海再生の早期実現を求める要請書

近年、有明海は、流況の変化、底質の悪化、赤潮の多発、貧酸素水塊の発生など漁場環境が悪化し、二枚貝類などの資源量は大幅に減少したまま回復せず、漁船漁業は深刻な状況が続いています。

当県は、これまで、有明海の再生のため、環境変化の仕組みを科学的に解明することが必要であり、中・長期開門調査をはじめ徹底した原因究明調査の実施を提案してきました。

そのような中、去る6月27日、佐賀地方裁判所は、有明海沿岸の漁業者らが国営諫早湾干拓地の潮受堤防の撤去や排水門の常時開放を求めていた訴訟において、漁業者らの請求を一部認める判決を言い渡しました。

これに対し、7月10日に、国は控訴されましたが、農林水産大臣談話により、今後、環境省と調整したうえで開門調査のための環境アセスメントを行い、開門調査を含めた今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めていきたいと述べられております。

去る9月3日に、太田農林水産大臣に環境アセスメントの実施等に関して要請を行ったところ、環境アセスメントの基本方針の決定にあたっては、県などの地元の意見を取り入れるとの回答をいただいたところです。

このようなことを踏まえ、漁業者のみならず、県民の願いであります一日も早い有明海再生のために、環境アセスメントの実施に関する農林水産省との調整に当たっては、次のことにご配慮いただくよう要請します。

- 1 今回の環境アセスメントの対象は、開発事業ではなく、開門調査であることから、環境に対する負荷（負の影響）のみならず、環境の改善効果（正の影響）も評価の対象にすること。
- 2 また、開門調査の実施にともなう環境負荷に対する緩和措置や代替案等を十分に検討すること。

平成20年9月10日

佐賀県知事

古川 康

